

熊谷市監査委員公告第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和6年2月20日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 新 島 一 英

# 令和5年度建設部定期監査結果報告書

## 1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象部局等

管理課、道路課、維持課、河川課、営繕課

### (2) 対象事務

令和4、5年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

## 3 監査の着眼点

- (1) 収入事務
  - ① 帳票等と現金は突合しているか。
  - ② 必要な帳簿類は整備されているか。
  - ③ 納入の通知は適正に行われているか。
  - ④ 債権管理は適正に行われているか。
- (2) 支出事務
  - ① 必要な手続は行われているか。
  - ② 適正な支出となっているか。
- (3) 契約事務
  - ① 安易に随意契約を採用していないか。
  - ② 契約の履行に問題はないか。
  - ③ 完了報告を漏れなく受領しているか。
  - ④ 検査結果通知書等は作成されているか。
- (4) 負担金
  - ① 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。
  - ② 負担効果の点から整理すべきものはないか。
- (5) 工事
  - ① 業者の選定は適切か。
  - ② 工事の実施は計画的に行われているか。
- (6) 財産管理
  - ① 返納手続をせずに処分していないか。
  - ② 備品の登録に漏れはないか。
- (7) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

## 4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 主な監査項目

### (1) 収入事務

- ① 現金出納簿
- ② 広告掲示等使用料
- ③ 道路占用料
- ④ 公共物使用料
- ⑤ 土地売払収入
- ⑥ 土地使用料
- ⑦ 熊谷駅南口駐車場使用料
- ⑧ 維持課分室電柱等使用料
- ⑨ 国庫支出金「道路メンテナンス事業費補助金」
- ⑩ その他の雑入
- ⑪ 国庫支出金「社会資本整備総合交付金」
- ⑫ 市営住宅使用料
- ⑬ 市営住宅駐車場使用料
- ⑭ 市営住宅電柱等使用料

### (2) 支出事務

- ① 道路維持経費「器具購入費」
- ② 排水路等維持管理経費「器具購入費」
- ③ 排水機場維持管理経費「施設その他修繕料」

### (3) 契約事務

- ① 地籍調査事業地籍図及び地籍簿作成等業務委託(大麻生5地区)
- ② 境界点加除修正業務委託
- ③ 江南地区道路管理データ統合業務委託
- ④ 測量計算CADシステム保守委託
- ⑤ 池上地区「道の駅」関連道路整備事業土地評価業務委託
- ⑥ 市道40435・40436号線道路改良事業測量業務委託(久保島)
- ⑦ 道路植栽管理業務委託
- ⑧ 集水桝及び側溝等清掃業務委託
- ⑨ 地下道ポンプ施設保守管理業務委託
- ⑩ 水路維持管理清掃業務委託(上之)
- ⑪ 旧福川樹木伐採業務委託
- ⑫ 船木台第1調整池管理業務委託
- ⑬ 流域貯留浸透施設清掃業務委託(その1)
- ⑭ 市営住宅管理代行業務

### (4) 負担金

- ① 荒川北縁水防事務組合費分担金
- ② 熊谷バイパス建設促進期成同盟会負担金
- ③ 県道青山熊谷線整備促進期成同盟会負担金

- ④ 利根川治水同盟会会費
- ⑤ 埼玉県公営住宅協議会負担金
- (5) 工事
  - ① 市道大里548・1422号線道路整備工事
  - ② 市道20232号線道路整備工事
  - ③ 通学路安全対策工事（大麻生小ほか）
  - ④ ゾーン30プラス整備工事（籠原南）
  - ⑤ 新奈良川河道浚渫工事
  - ⑥ 熊谷市営大幡住宅6号棟ほか量水器検定満期取替工事
  - ⑦ 熊谷市大幡住宅10号棟ガス管改修工事
  - ⑧ 熊谷市立武道館内部改修建築工事
- (6) 財産管理
  - 備品台帳一覧表
- (7) その他
  - ① 出勤簿
  - ② 郵便切手受払簿

## 5 監査の実施場所及び期間

- (1) 実施場所
 

監査委員事務局、管理課、道路課、維持課、ゾーン30プラス（籠原南地内）、河川課、新奈良川排水機場、営繕課、議会棟第一委員会室
- (2) 監査期間
 

令和5年8月31日から令和5年10月27日まで

## 6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

- (1) 収入事務
  - ① 道路占用料及び公共物使用料の取扱いについて 【管理課】
    - ア 納付の時期について、前納されていなかったため、熊谷市行政財産の使用料に関する条例第4条に基づき適正な事務処理を行うべきである。
    - イ 納期限について、調定の日から20日以内になっていなかったため、熊谷市会計事務規則第21条に基づき適正な事務処理を行うべきである。
    - ウ 納期限を過ぎた債権について、納期限後20日以内に督促状を送付していなかったため、熊谷市会計事務規則第23条及び熊谷市税外収入金の督促等に関する条例第2条に基づき適正な事務処理を行うべきである。
  - ② 市営住宅電柱等使用料の納期限について、調定の日から20日以内になっていなかったため、熊谷市会計事務規則第21条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【営繕課】

(2) 支出事務

指摘事項なし。

(3) 契約事務

① 道路植栽管理業務委託について、特記仕様書に定められた提出書類が提出されていなかったため、契約に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、契約方法については、契約の競争性、公正性、透明性等の確保を図り適正に執行すべきである。【維持課】

② 流域貯留浸透施設清掃業務委託について、1者見積りで不落随意契約されていたため、地方自治法施行令第167条の2及び熊谷市契約規則第36条の3に基づき適正な事務処理を行うべきである。【河川課】

③ 市営住宅管理業務委託について、「熊谷市営住宅等の管理代行に関する基本協定書」第10条に規定された決算書が提出されていなかったため、適正な履行確認を行うべきである。【営繕課】

(4) 負担金

指摘事項なし。

(5) 工事

指摘事項なし。

(6) 財産管理

すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたため、熊谷市物品管理規則第17条及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【管理課、営繕課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

## 7 意見

補助金等交付団体に係る準公金の適正な管理について

補助金等交付団体（河川課所管）の準公金の取扱いについて監査を実施したところ、担当職員が一定期間立替払いを行い、後日精算していた事実を把握した。準公金は公金と異なり財務・経理上の審査など出納室の直接のチェックを受けることなく、柔軟な運用が可能であることから、内部統制上のリスクが存在する。

本市の準公金の取扱いについては、出納室作成の「現金取扱いの手引」を参考に適正な事務執行を求めているところであるが、その取扱いは各部課の裁量に委ねられている。

不正や事故防止の観点から、準公金の出納・管理事務が厳正かつ適切に実施されるよう全庁的な規範の整備と統一的な運用を望むものである。